



第16回卒
北村敬子氏
中央大学副学長

商学部教授、学部長を経て2004年に副学長に就任。現在に至る。国税審議会国税審査分科会委員など、多くの委員会や学会に所属。

裁判員制度について思うこと

— 民主主義の何たるかを教える必要がある

もうすでに新聞等により報道されているように、今年の五月二八日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が交付され、二〇〇九年の五月までに裁判員制度が導入されることになった。

これは、殺人、強盗致傷、傷害致死、危険運転致死、身代金目的誘拐等比較的重罪な刑事事件について、全国の地方裁判所で、裁判官と一緒に選ばれる国民から選ばれた裁判員（職業裁判官と区別して、裁判員と呼ぶ）が有罪無罪の事実認定と量刑の決定を行う制度である。

いまのところ、これまでの裁判官三人の裁判では、裁判員六人が選任される予定である。したがって、裁判官、裁判員あわせて合計九人で裁

判を行うことになる。

この仕組みは、よく知られている英米の陪審制とは異なる。英米の陪審制では、陪審員は有罪無罪の決定に関わるのみで、量刑の決定には関わらず、量刑を決めるのは裁判官のみである。我が国の制度は、どちらかと言えば、フランスの参審制（裁判官三人に対して参審員九人）に近いものとなっている。

裁判員制度については、先の内閣のもとに開催された司法制度改革審議会において、国民の司法参加の視点から決定をみた制度であり、現在その実施のための細目が検討されている。

細目決定に当たってもっとも注目されているのが、やはり、いかなる事件にこの制度を適用するのか、裁判員を国民の中からどのようにして選ぶのか、裁判員を辞退することが認められるのはいかなる場合なのか

か、検事や弁護士側に選ばれた裁判員を忌避する権利はあるのか、裁判員が裁判の過程で知り得た情報の守秘義務はどの程度要求されるのか等であろう。

これらの細目については、法律の専門家や有識者が中心になって検討している段階であるため、そちらに委ねることとするのが、いまもっとも必要とされているのが、裁判員は、人として自らの信念と公平性に基づいて意見を述べることができなければならぬということである。

確かに民主主義が発達し、国民は自由に自分の意見を表明することが認められている。しかし、認められているということと、公の場で信念を持つて公正な立場で自ら表明できるということとの間には、相当大きな乖離があるように思えてならない。声の大きい人、社会的に地位のある人に対して、自らの意見を述べることには相当の努力が必要である。特に、人の生死に関することを決定することなど、私にはできそうにない。

いままさに、教育の現場において、民主主義のなんたるかを子供達に教える必要があるようだ。